

ボクシングクラブ会員規約

第1条 (名称)

本会は「ボクシングクラブ」(以下「当ジム」といいます)と称します。

第2条 (運営)

当ジムの運営・管理は、株式会社IBG プロモーションが行います。

第3条 (目的)

当ジムは、ボクシング(ボクシングエクササイズを含む)を通じ、会員の健康の維持・増進、会員相互の親睦、及び健康的なコミュニティ作りを図ることを主たる目的とします。

第4条 (入会資格)

当ジムに入会申込した方のうち、本規約を含む当ジムの規約・規則等、当ジムの目的・方針、その他の審査基準に照らし、当ジムが適正と認めた方を会員とします。なお、暴力団構成員を含む反社会的勢力に該当する方、反社会的勢力と関係のある方、及び薬物常習者の方は、いかなる場合も入会できません。またタトゥーや刺青のある方につきましては、縦×横15cm以内に収まる場合のみ入会可能とさせていただきます。但し、露出しないよう必ずサポーターやテーピング等で隠すことを条件とします。なお、施術場所によっては大きさに関係なく、入会をお断りする場合がございます。また、万が一入会後に規定以上の大きさのタトゥーを施術された場合には、その時点で資格停止といたしますので予めご了承ください。

第5条 (入会手続)

- 1 当ジムに入会を希望する方は、本規約を承認し、所定の手続に従い申し込むものとします。
- 2 未成年の方は保護者の承諾を必須とします。保護者は、未成年会員と連帯して責任を負い、本規約を含む当ジムの規約・規則等に従うものとします。

第6条 (支払方法)

- 1 入会金及び初月会費は、現金又はクレジットカードでのお支払いとします。
- 2 2か月目以降の月会費は、全て銀行及び郵便局での口座引き落としとします。
- 3 入会金、月会費、その他の費用の金額については、当ジムにおいて、ジム運営上の必要に応じて変更することができます。
- 4 お支払いいただいた入会金及び会費は、返金致しかねますのでご了承下さい。

第7条 (休会)

- 1 会員は、事前に所定の休会届を書面にて提出して頂くことにより休会するものとします(口頭や電話での休会の申出は一切受け付けていません)。
- 2 休会にあたっては、1か月あたり2200円(税込)の休会手数料が掛かります。休会手数料をお支払いいただけない場合、退会とさせていただきます(利用再開の際は再入会となり、入会金等が発生します)。
- 3 休会届の提出は、**毎月15日**で締め切りとし、それにより翌月から届出の効力が発生するものとします(当月15日までに休会届を提出して頂くと、翌月より休会となりますが、当月16日以降に休会届を提出されますと、翌々月より休会となりますのでご注意下さい)。なお、15日が日曜日又は当ジムの休業日にあたる場合は、**前日14日**を受付期限とさせていただきます。

第8条 (退会)

- 1 会員は、事前に所定の退会届を提出して頂くことにより退会するものとします(口頭や電話での休会・退会の申出は一切受け付けていません)。
- 2 退会届の提出は、**毎月15日**で締め切りとし、それにより翌月から届出の効力が発生するものとします(当月15日までに退会届を提出して頂くと、当月末日をもって退会となりますが、当月16日以降に退会届を提出されますと、翌月末日をもって退会となりますのでご注意下さい)。なお、15日が日曜日又は当ジムの休業日にあたる場合は、**前日14日**を受付期限とさせていただきます。

第9条 (会員除名・資格停止)

当ジムは、会員に対し、次の各号に該当するような行為を禁止し、会員がいずれかに該当すると判断した場合、当該会員を除名又は資格停止(当ジムの利用停止)することができるものとします。

- (1) 本規約を含む当ジムの規約・規則等に違反した場合
- (2) 法令・条例に違反する行為又は違反するおそれがあった場合
- (3) 当ジムの名誉若しくは信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合
- (4) 入会に際し、虚偽の記載・申告を行ったことが明らかとなった場合
- (5) 健康上の理由で当ジムでの活動が相当でないと当ジムが判断した場合
- (6) 月会費その他の債務の滞納がある場合
- (7) 許可なく当ジムの撮影又は録音を行った場合
- (8) 会員としての品位を損なうと認められる非行があった場合
- (9) 当ジム(スタッフを含む)の指示・指導に従わない場合
- (10) 当ジムの器具、道具及び備品等の用法を遵守しない場合
- (11) 物品販売、営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、又は署名活動等が行われた場合

- (12) 当ジムのスタッフに対して、当ジム以外へのあっせんや引抜きなどを行った場合
- (13) その他、当ジムが、当ジムの会員としてふさわしくないと判断した場合

第10条 (施設の利用制限等)

当ジムは、次の各号に該当する場合、当ジムの一部又は全部について、営業時間の短縮、臨時休業又は閉鎖することができます。

- (1) 嵐、台風、洪水、地震、火災などの天災地変、政府機関の行為、戦争、反乱、革命、暴動、ストライキ、ロックアウト、伝染病・疫病の蔓延等の不可抗力によって当ジムの運営が困難な場合
- (2) 施設の改造、改修又は補修等が行われる場合
- (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合
- (4) 施設の使用権限が消滅する等当ジムの運営に影響が生ずる事情が発生した場合
- (5) その他、当ジムの運営上・経営上、営業時間の短縮、臨時休業又は閉鎖の必要が生じた場合

第11条 (会員資格の喪失)

次の各号に該当する場合、会員は、会員資格を喪失します。

- (1) 会員が退会した場合 (第8条参照)
- (2) 会員が除名された場合 (第9条参照)
- (3) 会員が死亡した場合 (会員資格は相続されません)
- (4) 当ジムが閉鎖した場合 (第10条参照)
- (5) 株式会社IBG プロモーションが解散した場合

第12条 (責任の所在)

- 1 当ジムの利用に際しては、ボクシングジムという性質上、一定の怪我や事故が発生する可能性がございます。会員においては、それらの可能性を予めご了承ください。
- 2 当ジムに高額な現金、高価な貴金属、その他の貴重品を持ち込むことは禁止します。それらの盗難・紛失等が発生したとしても、当ジムは原則として責任を負いません。
- 3 会員の健康・体調管理は、各自の責任において管理を行っていただくこととなります。健康・体調に不安・不調等があり又は不安・不調等が発生した場合には、それらが回復するまで当ジムの利用をお控え下さい。それにもかかわらず、当ジムを利用する場合は、自己の責任において利用するものとし、当ジムは原則として責任を負いません。
- 4 当ジムの利用に関して会員に損害が発生したとしても、会員の責に帰すべき事由による場合、当ジムは原則として責任を負いません。なお、当ジムのスタッフの指示及び指導、並びに、当ジムの器具、道具及び備品等の用法に従わない場合は、当該会員の責に帰すべき事由があるものと推認いたします。
- 5 前各項にかかわらず、当ジムの責に帰すべき事由によって会員に損害が発生した場合、当ジムは当該会員に対し、相当の損害賠償を負担します。
- 6 前項の損害賠償に関しては、月会費1年分を上限とします。但し、当ジムの故意又は重過失による場合は、この限りではありません。
- 7 会員が、その責に帰すべき事由によって、第三者(他の会員や当ジムのスタッフを含む)に損害を与えた場合、当該会員は、自己の責任において損害を賠償するなどの対応・解決等を行うものとし、

第13条 (会員への通知)

イベントの実施、営業時間若しくは営業日の変更、臨時休業、又は閉鎖等、当ジムの運営に関する告知等(災害、感染症・疫病の蔓延、その他の緊急事態又は不可抗力発生時を含む)については、当ジムの SNS 又は WEB ページにて行います(個別連絡は行いません)。特に緊急事態又は不可抗力発生時の当ジムの利用に際しては、予め必ず当ジムの SNS 又は WEB ページをご確認ください。

第14条 (本規約の変更)

- 1 本規約の内容は、変更する場合がありますので、予めご了承ください。
- 2 本規約を変更する際には、効力発生日の30日前までに、本規約を変更する旨、変更後の会員規約の内容、及び効力発生日を、当ジムの WEB ページにて掲示します。

第15条 (細則)

本規約に定めのない事項については、他の規約・規則、当ジムの慣行等に従うものとし、

第16条 (附則)

本規約は、2024年5月1日より施行します。